

令和3年2月3日  
保健福祉局

## 高齢者施設の集団感染の発生状況及び集団感染防止に向けた取組について

### 1 高齢者施設での感染発生状況（令和3年1月31日時点 速報値）

施設種別	令和2年4月～令和3年1月		(再掲) 令和3年1月中に発生	
	施設数	うち感染者 5人以上	施設数	うち感染者 5人以上
通所・ 短期入所系	74施設	10施設	37施設	9施設
入所系	49施設	20施設	22施設	7施設
計	123施設	30施設	59施設	16施設

### 2 1月中に発生した高齢者施設の集団感染でみられた事例

#### (1) 施設内へウイルスが持ち込まれたと考えられる事例

- ① 咽頭痛や倦怠感等の症状があったが業務に従事していた。
- ② 施設職員や利用者が、発熱等で業務やサービス利用を休んだが、症状が軽快したため、出勤又はサービスの利用を再開していた。

#### (2) 施設内で感染が拡大したと考えられる事例

- ① 施設職員が、換気の良くない休憩室や更衣室で、マスクを着用せず、食事や会話をしていた。
- ② 手洗いや手指消毒の徹底が図れていなかった。
- ③ ドアノブ等、ウイルスが付着するリスクがある場所の消毒が徹底できていなかった。
- ④ 歌を歌う等、大きな声を出してしまうようなプログラムを実施していた。
- ⑤ 送迎車両の換気が十分できていなかった。
- ⑥ 感染者や感染の可能性のある有症状者に対し、それ以外の方とのゾーニング（危険区域と安全区域を分ける感染症対策）が不十分であった。
- ⑦ 同じ感染防護具を着て、感染者とそれ以外の利用者をケアしていた。



上記の事例は、普段気を付けていることが、少しの緩みが原因で実施、徹底できていなかったものであり、改めて基本の徹底を施設が全職員一丸となって対応していくことが重要

### 3 高齢者施設の集団感染の防止に向けた取組

#### (1) これまでの取組

##### ア 感染防止の取組

- ・ 高齢者施設に対して、2の事例を具体的に示したうえで、感染防止対策の徹底を求める通知を発出した。
- ・ 高齢者施設の職員が、新型コロナウイルス感染症や感染防止対策に関する知識、手指衛生の方法、感染防護具の使い方等の感染防止対策に関する知識を習得できるよう、オンライン研修を実施した。研修動画をYouTubeに掲載することにより、いつでも、何回でも、視聴できるようにした。(延視聴回数6,500回超)
- ・ 施設のほか、ケアマネジャー及び地域包括支援センター職員を通じて、利用者及びその家族に注意喚起を行った。

##### イ 感染者発生時の対応

- ・ 施設内で感染者が発生した時には、当該施設に対し積極的疫学調査を実施し、接触の可能性のある者へ広くPCR検査を実施し、更に必要に応じて複数回のPCR検査を実施した。
- ・ 京都府新型コロナウイルス感染症施設内感染専門サポートチームと連携し、当該施設に対し、ゾーニングやスタッフへの指導等、感染拡大防止策を具体的に指導した。
- ・ 通所系施設の場合はウイルスの潜伏期間を踏まえて休業を働きかけるとともに、サービス継続が必要な入所系施設の場合は感染防護具の供給等を行った。

#### (2) 今後の取組

高齢者施設の集団感染事例は、家庭等で感染した施設職員によるウイルス持込みによって発生している事例に鑑み、集団感染防止には、施設職員によるウイルス持込みの防止及び施設内での感染拡大防止に取り組むことが重要である。

そのため、京都大学医学部附属病院との包括連携協定に基づいてモデル施設で実施している「高齢者施設検疫モデル」の「施設職員に対する研修指導」、「入所予定者の啓発」の取組を、市内の全高齢者施設で早期に実施されるよう徹底していく。

また、京都大学医学部附属病院とも連携し、高齢者施設の集団感染の発生パターンの「見える化」を図っていくため、2の事例などの周知をさらに徹底していく。

<参考>

高齢者施設・介護サービス事業所向けの感染防止対策の取組（12月～1月）

12月18日	年末年始の感染拡大防止のため、高齢者施設・介護サービス事業所宛通知「年末年始における感染防止対策の再徹底について」を发出
12月28日	年末年始の感染拡大防止のため、高齢者施設・介護サービス事業所に対し、感染防止対策の徹底を求める次の通知を发出 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設内感染防止対策の徹底について（施設職員の皆様へのお願い）</li><li>・ 通所系サービス事業所・短期入所施設における感染防止対策の徹底について（施設職員の皆様へのお願い）</li></ul>
1月14日	高齢者施設・介護サービス事業所での感染者急増及び京都府への緊急事態宣言再发出を受け、高齢者施設・介護サービス事業所に対し、感染防止対策の徹底を求める次の通知を发出 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設内感染防止対策の徹底について（施設職員の皆様へのお願い）～京都府に緊急事態宣言が发出されています～</li><li>・ 通所系サービス事業所・短期入所施設における感染防止対策の徹底について（施設職員の皆様へのお願い）～京都府に緊急事態宣言が发出されています～</li><li>・ 介護サービス事業所・施設及び老人福祉施設における面会について（緊急事態宣言を踏まえた感染防止対策の再徹底）</li></ul>
1月18日	デイサービス等での集団感染の多発を受け、デイサービス等職員を対象として、新型コロナウイルス感染対策普及啓発事業（オンライン研修）を緊急実施
1月25日	高齢者の感染を防止するため、ケアマネジャー及び地域包括支援センター職員から、在宅サービスを利用している高齢者及びその家族に対し、基本的な感染対策の実践及び5つの場面の回避を呼びかけ
1月26日	入院調整に時間を要する高齢者の増加を受け、高齢者施設・介護サービス事業所に対し、新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者に対するサービス継続等を要請
1月30日	高齢者施設・介護サービス事業所への新型コロナウイルスの持込みを予防するため、施設・事業所職員に健康管理の徹底を呼び掛けるとともに、「高齢者施設検疫モデル」の取組及び参考様式を紹介